

# 必要書類

## 【申込者全員】

①	市営住宅申込書(または特定公共賃貸住宅申込書)	
②	住民票の写し	○ <u>申込者及び同居しようとする親族の続柄が記載されたもの</u> ※世帯が別などの理由により住民票の写しで続柄が確認できない場合には、 <u>続柄が確認できる戸籍謄本または抄本</u> が必要です。
③	所得課税証明書 (非課税証明書)	○ <u>申込者及び16歳以上の同居しようとする親族(学生を除く)全員のもの</u> ※所得の有無にかかわらず必要です。 【1月から5月の間に申込みをされる場合】 源泉徴収票・確定申告書の控え等、前年の収入が確認できる書類も必要です。
④	市区町村民税の完納証明書	○ <u>申込者及び16歳以上の同居しようとする親族(学生を除く)全員のもの</u> ※過去の滞納状況を審査しますので、現在、非課税の方であっても必要です。

**【該当者のみ】**

項 目		必 要 な 書 類
ア	婚約中で、婚姻予定日まで概ね3か月以内である方	婚約証明書(別途様式あり)
イ	前年から申込時まで就職した方	収入証明書(別途様式あり)
ウ	前年から申込時まで年金の支給が開始した方	年金支払通知書(写し可)
エ	現在、離職(退職)している方	離職票(写し可)または退職証明書
オ	現在、生活保護を受給している方	生活保護受給証明書
カ	身体障がい者手帳の交付を受けている方	身体障がい者手帳(写し可)
キ	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方	精神障がい者保健福祉手帳(写し可)
ク	療育手帳の交付を受けている方	療育手帳(写し可)
ケ	戦傷病者手帳の交付を受けており、その障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは第1号表ノ3の第1款症に該当する方	都道府県援護事務所管の課(部)長の証明書または戦傷病者手帳(写し可)
コ	中国残留邦人等で支援給付を受けている方	支援給付受給証明書
サ	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方	都道府県援護事務所管の課(部)長の証明書
シ	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方	医療特別手当証書または特別手当証書(写し可)
ス	ハンセン病療養所に入所している方	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書
セ	炭鉱の閉山により離職した方	炭鉱の閉山により離職したことがわかるもの
ソ	配偶者又は生活の本拠を共にする交際相手(関係解消後も含む)から暴力を受けた被害者である方	婦人相談所等の証明書または裁判所の保護命令書